〔参考〕水質検査について

「農場自らが水質検査をする必要性の判断について」の考え方

美味しまね上位基準（青果物・穀物・茶）管理点２．３．１

|  |  |
| --- | --- |
| 管理すべきポイント | 適合基準 |
| 生産工程で使用する水の安全性についてリスク評価を行っているか。 | ①生産工程で使用する水の種類とその水源及び貯水場所を把握している。  ②生産工程で使用する水が農産物に危害を与える要因がないか、リスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。リスク評価の結果及び対策を記録している。リスク評価は下記の情報を利用する。  　1）使用方法、使用時期及び使用期間  　2）水源及び貯水場所の周辺の状況  　3）水源及び貯水場所やその周辺で行われた行政等による水質調査の結果  　4）農場が実施した水質検査の結果  ※4)は1)から3)によるリスク評価の結果、検査が必要と判断した場合に実施する。 |

＜この管理点具体的な手順＞

①　水の種類と水源を確認します（井戸、河川、ため池、雨水等）。

②　水の使用方法、使用時期及び使用期間を把握します。

③　水源や水路周辺における化学工場や産廃処理場、畜舎など、危害要因の発生源と

なりうる施設の立地状況について、年１回以上リスク評価をし、対策をします。

　　（注）水質汚濁防止法により、一定規模以上の畜舎や工場等については排水の基準が設けられ、保健所への届出や定期検査が義務付けられていますので、これらの施設が立地していることをもって直ちに水が汚染されていることにはなりません。ただし、これらの施設における事故の発生や不適切な排水事案の発生等には常に留意しておく必要があります。

④　水源や水路周辺における行政による水質検査結果を年１回以上確認し、リスク評価をし、対策をします。

・河川等の公共的水域については、水質汚濁防止法に基づく水質検査が行われてい

る場合がありますので、参考にします。（県内の検査結果は環境政策課ホームペー

ジで確認できます。）

・用水を管理している管理組合や土地改良区が水質検査を実施している場合があるので、取り寄せて参考にします。

・なお、地下水についても、水質汚濁防止法に基づく水質検査が保健所によって実施されていますが、調査地点が民家である等の理由から具体的な調査地点は公表されていないため、活用することは困難です。

⑤　水源や水路が動物ふん等の汚物や家畜ふん堆肥で汚染されていないか定期的に確認し、汚染箇所があれば、清掃するとともに、今後汚染されないよう対策をします。

　　（注）汚れが残っている間は、収穫直前にその水が野菜の可食部にかかるような潅水（頭上潅水）を行わないようにします。また、その水を野菜の可食部にかかる薬剤の希釈に使わないようにします。

⑥　①～⑤のリスク評価の結果、検査が必要だと判断された場合には、農場による水質検査を実施する。

　　（注）現時点では、農作物の安全性の視点からの水質基準は設けられていないため（2018年7月6日農林水産省確認）、水質検査結果の判断基準としては次のものを活用することになります。

　水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

　　　　　　　・人の健康の保護に関する環境基準

　　　　　　　・生活環境の保全に関する環境基準

　　　　　「農業（水稲）用水基準」（昭和47年3月農林省（当時）公害研究会）

＊リスク評価の中で危害要因を見落とす可能性もあります。

　上記、別紙フロー図に基づき、検査は必須でないと判断されても、定期的に水質検査を実施

することが望ましい。